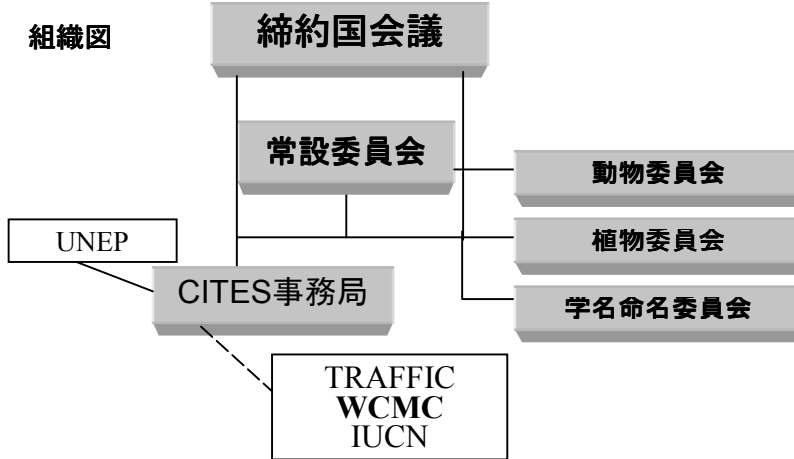


## 第 2 回 ワシントン条約施行のしくみ

### 1. 条約の運営

全締約国の会議が 2 年半に一度開催されます。その間は、各地域代表から成る執行機関である常設委員会、専門的な機関として動物委員会、植物委員会、学名命名委員会などがあります。条約事務局はスイスにあります。



### 2. 締約国に求められていること

- ・管理当局(施行の管理、書類発行)と科学当局(取引が種の存続に及ぼす影響を調査し、助言)を設立すること
- ・国内法を整備すること
- ・条約対象種の年間取引の詳細を報告すること
- ・取引は政府発行の許可書によって管理すること

### 3. 我が国の管理体制

- ・日本は 1980 年から施行開始。
  - 管理当局：陸棲動物は経済産業省、海洋動物および植物は農林水産省
  - 科学当局：陸棲動物は環境省、海洋動物および植物は農林水産省

#### ・法律のしくみ

日本は、ワシントン条約該当種すべての輸出入管理について、「外国為替及び外国貿易管理法」に基づく「輸入貿易管理令」「輸出貿易管理令」によって実施している。また、国内の野生生物取引については、附属書 I の一部を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で規制している。

### ワシントン条約施行のための法律

条約対象	附属書 I			附属書 II・III	
	生きたもの	部分・派生物	特定器官	生きたもの	部分・派生物
[輸出入時] 外国為替及び外国貿易管理法	商業取引禁止 例外：学術目的、人工繁殖、条約適用以前取得			輸出国の許可書必要	
[国内取引] 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」	譲渡禁止 例外 学術目的 人工繁殖 条約適用前取得		特定国際種事業者(象牙・べっこう)は政府に届出	譲渡禁止 例外 政府に登録したのもの	